

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	尾張旭市

尾張旭市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 尾張旭市市民生活部産業課農政係
所在地 尾張旭市東大道町原田2600番地1
電話番号 0561-76-8133
FAX番号 0561-53-7008
メールアドレス sangyo@city.owariasahi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	尾張旭市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜類	13.5a

（令和元年7月実施「鳥獣被害状況調査」より）

(2) 被害の傾向

市内北部に位置する愛知県森林公園の山林沿いの地域でイノシシによる農作物の被害が発生している。農業被害としては零細であるが、家庭菜園での被害や民家近辺での目撃例もあることから、今後もイノシシによる農業被害・生活環境被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	13.5a	10a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成29年度から市環境課が委託により箱わな及びくくりわなを設置している。森林公園内では、平成30年度から愛知県県有林事務所、指定管理者、ゴルフ場運営会社がそれぞれ委託により箱わな及びくくりわなを設置している。	近隣住民への配慮
防護柵の設置等に関する取組	森林公園内で、ゴルフ場運営会社が独自で侵入防止柵（電気柵）を設置している。	

(5) 今後の取組方針

- ・被害状況から選定した場所に箱わなを設置して、継続的な捕獲を目指す。
- ・情報収集を行い、正確な被害状況の把握に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市環境課を通じて民間業者へ箱わなの設置・管理を委託する。
- ・必要に応じて関係機関と連携し対応を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	イノシシ	市による箱わなの設置

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲実績は、平成30年度に15頭、令和元年12月末時点で10頭であるが、これは森林公園内の捕獲実績も含めた数値である。市単独での捕獲実績としては、平成30年に成獣4頭・幼獣1頭、令和元年12月末時点で成獣0頭・幼獣3頭である。農業被害の規模、直近の目撃状況等も踏まえ、市単独での令和2年～令和4年度の年間捕獲計画数は1頭とする。今後、被害の拡大が見られれば、捕獲計画数の増加を検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	1頭	1頭	1頭

捕獲等の取組内容
被害状況から選定した時期・場所で3か月間箱わなを設置する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
尾張旭市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県から権限移譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) その他被害防止に関する取組

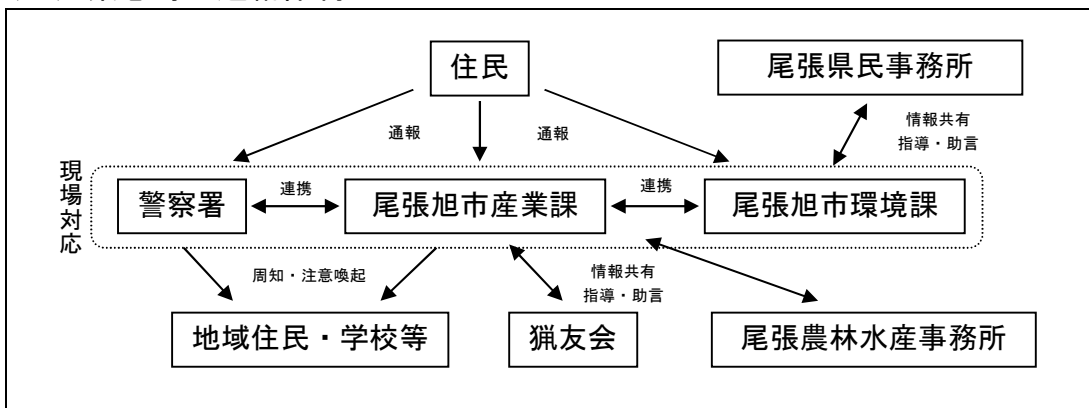
年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	イノシシ	情報収集を行い、正確な被害状況の把握に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
尾張旭市産業課	関係機関等との連絡調整、現場対応、周知
尾張旭市環境課	関係機関等との連絡調整、現場対応、周知
瀬戸猟友会（尾張旭支部）	対象鳥獣に関する指導、助言等
守山警察署	住民からの通報を受けて、市に連絡、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置全般。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、委託先の民間業者を通じて焼却処分することを基本とする。必要な場合には、豚熱検査を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
尾張旭市産業課	現場確認、情報収集、連絡調整、広報活動
尾張旭市環境課	捕獲の委託、現場確認、連絡調整

瀬戸猟友会（尾張旭支部）	被害防止対策に関する指導、助言等
愛知県尾張農林水産事務所	被害防止対策に関する指導、助言等
愛知県尾張県民事務所	対象鳥獣の保護管理の適正化

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--